

加入に関するご案内

【保険期間】 2026年 5月1日(午前0時) ▶ 2027年 5月1日(午後4時)まで1年間 【申込締切日】 2026年 4月30日

保険の対象となる方(被保険者)について

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*」としてご加入いただける方 鹿児島県PTA連合会に加盟する各小、中学、高校の児童・生徒に限りります。

保険の対象となる方(被保険者)の範囲 それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	傷害補償、携行品、救護者費用、弁護士費用等	個人賠償責任保険
ご本人*	○	○
ご本人*の配偶者	—	○
ご本人*またはその配偶者の同居の親族	—	○
ご本人*またはその配偶者の別居の未婚の子	—	○

保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

個人賠償責任については、ご本人*が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってご本人*を監督する方(ご本人*の親族にかぎりず)。ただし、ご本人*に関する事故にかぎりず。

また、ご本人*以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。

※加入時にお子さま(被保険者)情報入力欄にお名前を入力された方を指します。

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

扶養者としてご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎりず。

「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説

1) 配偶者:婚姻の相手方をいい、内縁の相手方*1および同性パートナー*2を含みます。

※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。

(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。

2) 親 族:6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

3) 未 婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

今回新規加入された場合の来年度以降の更新手続きについて

本団体契約では、自動更新方式を採用しています。したがって、今回新規にご加入いただいた方の来年度以降の更新につきましては、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡が無い限り、契約者である鹿児島県PTA連合会は「更新のご案内」に記載の掛金(保険料等)・補償内容にて保険会社に保険契約を申し込みます。

加入にあたってのご注意

ご加入後、住所変更、転校、扶養変更等加入内容に変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社へご連絡願います。

この保険契約は、鹿児島県PTA連合会を保険契約者とし、鹿児島県PTA連合会会員の各小、中学、高校の児童生徒を被保険者とする団体契約です。

したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として鹿児島県PTA連合会が有します。

このパンフレットは傷害総合保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。また、この保険契約は、保険会社による共同保険契約であり、損害保険ジャパン株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」記載の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

<告知の大切さについてのご説明> ○告知画面はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままご入力ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

掛金(保険料等)引落不能の場合について

万一、引落日に年間掛金(保険料等)が引落不能の場合にはご通知いたします。もし、期日までにお支払いいただけない場合は、保険期間が始まった後でも事故に対して保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、保険契約者である鹿児島県PTA連合会は、引受保険会社に脱退の申し込みをいたしますので、あらかじめご了承ください。

育英費用補償特約について

育英費用は、扶養者が扶養不能状態になった場合には、その事実が発生した時に失効します。

「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」を下記のいずれかの方法で必ずご確認ください。

WEBによる確認をご希望の場合には右記の2次元コードを読み取りください。



アプリ



保護者

書面による提供をご希望の場合には

TEL. 050-5433-9125 までご連絡ください。

●「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」には「保険金をお支払いできない主な場合」「告知・通知義務」等が記載されておりお読みいただくことが必要ですので、加入申込みを行う際には、必ず「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)をご確認し、同意のうえお申込みください。

●「この保険のあらまし(重要事項等説明書)」には、保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いしない主な場合が記載されています。